

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

令和5年第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年8月21日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	近藤 信二
委員	荒滝 直洋

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第9回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 住川委員、4番 庄賀委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第28号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、呉地地区にある〇〇〇〇〇を出来庭方面に300m程を下り、〇〇〇〇〇を呉市方面に100m程進行した左手にある畑1筆で、現在は休耕状態となっております。譲渡人である〇〇〇〇〇氏は、土地所有者である〇〇〇〇〇氏の遺言により遺言執行者として指定されており、〇〇〇〇〇氏がお亡くなりになられたため、遺言書の執行をされるものです。</p> <p>譲受人である〇〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇〇氏の夫の子で、遺言書により、申請地について、〇〇〇〇〇氏に遺贈されることが明記されております。</p> <p>本来であれば、〇〇〇〇〇氏がお亡くなりになられた平成29年7月に遺言書による手続きが行われるところではございますが、農地法第3条の規定による許可申請のため、〇〇〇〇〇氏が所有する農地が当該申請地を含め、10a以上となる必要がございましたが、〇〇〇〇〇氏は農地を所有しておらず、かつ申請地が404㎡のため、農地法第3条の規定による許可の要件を満たすことが出来ず、これまで申請が出来ませんでした。令和5年4月から農地法の改正により、下限面積が撤廃されたことでこの度申請書を提出されましたのでございます。そのため、耕作を目的とした所有権移転ではございませんので、営農計画書といった書類の作成を行われておりません。なお、遺言書については、公証人役場で作成されたものであり、適正なものであることを確認しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの議案に関しましては、事務局から説明のとおり、遺言書執行のための申請手続きということですので、農地利用最適化推進委員の報告については省略をしたいと思います。当案件につい</p>

	て、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第2、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第28号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇〇に向かう道沿いにある田2筆で、現在は少し荒れた状態となっております。譲渡人である〇〇〇〇〇氏と〇〇〇〇〇〇氏は、相続により申請地を取得されましたが、現在町外に住まれ、高齢になられたということで、管理も難しく、今後も耕作の予定が無いため、ご親族関係にある譲受人の〇〇〇〇〇氏が自宅付近ということで、管理が可能であることから、所有権移転をすることになりました。〇〇〇〇〇氏は、申請地も自宅に隣接していることから、適切に管理していただけるものと思います。また、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	議案第28号の農地法第3条の規定による許可申請について、8月17日に事務局と現地で確認した内容等について、ご説明いたします。申請地は、事務局の説明のとおり、新宮地区にある〇〇〇〇〇に向かう道沿いにある田2筆で、現在は荒れた状態となっております。譲渡人の方が高齢となり町外在住という事で、耕作の見込みもなく管理も難しいことから、ご親族で申請地のすぐ横に居住している、〇〇〇〇〇氏に所有権を移転されるとのことでした。現状は、先ほど荒れた状態と言いましたが、2m以上の草木が生い茂った状態となっております、これから耕作を始めるには非常に厳しい状況ではありますが、これ以上

	<p>の荒廃化を防ぐという意味でも、申請地は自宅に隣接していますし、適切に管理して頂けるという期待を込めて、許可相当であると判断しております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第29号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」を議題とします事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号の「熊野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見照会について、説明いたします。</p> <p>基本構想につきましては、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、定められたものであります。基盤法第6条第4項に、「基本構想を定める場合、または、変更をしようとするとき、町は、農業委員会と農業協同組合の意見を聴かなければならない」ことが定められておりまして、このたび町の方から農業委員会に対し、照会がありましたので、意見を付して回答するといった内容です。それでは、基本構想の概要などについて、ご説明いたします。「別紙1」として添付の基本構想をご覧ください。</p> <p>基本構想とは、基盤法にもとづき、「町の農業構造を確立させるために、効率的で安定的な農業経営をめざす、町の基本的な方針」を定めたもので、町の農業構造等の、今後10年間の見通しと農業振興の方向性を明らかにするため、担い手の確保や育成、農地を集積させていくことについてなどの方針について定めた内容となっております。</p> <p>この度の改正でございますが、市町の基本構想は、基本的には、県が定める基本構想に則った形であることが原則となっております。県は、令和5年4月1日に基本構想を変更しており、今回の町の基本構想の改正につきましても、県の変更にもとづき、変更を行うことが必要となったことによるものでご</p>

ございます。改正の内容とはいたしましては、法改正や制度の変更に対して、修正する形で改めるものが中心でございます。それぞれ構想中に記載してあるなど主な内容について、新旧対照表により、簡単にご説明いたします。左の表が改正前、右が改正後のものです。改正のあった箇所は、文字に下線と背景に色がついている部分となります。議案の47ページは、これまではありませんでしたが、第1として、定義を追加し、それまでの第1以降を繰り下げました。次のページをお開きください。第2の農業経営基盤の強化の促進に関する目標として、熊野町の農業の概況や構造的なことを記載しております。改正内容としては、法改正等に基づき、文言の修正等をおこなったものが多いですが、本町における農業の構造をより詳しく記載し、農業従事者を確保することに対しては、非常に厳しい現実であることや現在の道路整備状況等から本町は、ベッドタウンや産業団地化等を推し進めていることから、農業振興地域の縮小といったことも規定しております。

また、49ページ上段では、認定農業者を認定する上で、指標となる所得目標や年間総労働時間、年間所得といった経営指標目標を、定めています。こちらについては、これまでの構想と変更はありませんので、今後もこの年間所得500万円、年間総労働時間2,000時間が認定農業者を認定する上で目安になる数値となります。

次に、51ページ下段から52ページ上段までは、第3の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、第2で定めた主たる農業従事者1人あたり年間農業所得500万円といった目標等を達成するため、以前から、農業経営の指標としてあげられたものですが、今回も、一応、ひろしま農業協同組合と相談して定めたものですが、規模的な内容などは、実際は町の実情にあわない内容となっております。改正内容としては、一部で文言を修正している程度で、以前に定めたものから変更はございません。

52ページ中段では、これまで、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の中に含まれていました農業を担う者の確保及び育成に関する事項が、第4の第3及び第3の2に掲げる事項として農業者の確保や育成のための考え方、他の関係機関と連携してそれぞれの役割分担のもとで可能な対応を行うことを記載しております。

同じく 5 2 ページ下段から 5 3 ページ中段までは、第 5 の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項として、農地中間管理機構を活用するなどし、農地を担い手に集約することを目標として規定されています。改正内容としては、文言の修正や県方針に則った改正を行った内容となっておりますが、実際の運用としては、〇〇〇〇〇が倒産して以来、農地中間管理機構が借り受けていた農地はすべて所有者のもとへ返還され、現在の活用はゼロであり、今後の運用も難しくなっている状況です。

5 3 ページ中段以降から 5 8 ページ上段までは、第 6 の農業経営基盤強化促進事業に関する事項として本町の農業生産基盤の強化に取り組むため、農地の集積を推し進めるため、利用権設定促進や農業従事者の育成等のほか、それらの推進体制などの事項が記載されておりますが、今回の主な改正変更としては、法改正や制度名称の変更等に基づき、文言の修正等をおこなったものとなっております。基本構想の主な変更概要については、以上でございます。

これらの内容は、県の担当者と事前協議をすすめており、担当レベルでは了解が得られたものにはなっております。今後の手続きについてですが、本手続きをもって、この内容で基本構想が変更となるわけではなく、こちらでご承認を頂いたとしても、別途でひろしま農業協同組合へも意見照会をしておりますので、その中で変更があるかもしれませんのでご了承ください。

その後、県知事とも改めて協議を行うことが法律上、必要となっておりますので、県の同意が得られた場合は、縦覧公告して、最終的に 9 月までに改正を終え、一連の手続きを終了させたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第 3、議案第 2 9 号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」は、変更内容に異議なしとして、熊野町長に回答するという事によろしいでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、

	<p>日程第 3、議案第 29 号「熊野町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見照会について」は、変更内容に異議なしとして回答することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第 4、報告第 13 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、日程第 5、報告第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第 7 条第 2 項に基づき、7 月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第 8 条に基づき、報告します。</p> <p>まず、今回が初めての委員の方もおられますので、簡単に専決処分についてご説明をいたします。</p> <p>通常、農地を転用する場合は、農業委員会の許可が必要となりますが、市街地にある農地については、市街地にすることを推進する地区になることから、許可ではなく、届出制となっており、農業委員会としてはその内容に不備がなければ受理しなければなりません。そのため、農業委員会による審議は不要であることから、届出のあった案件については、報告のみとなるものです。</p> <p>報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、議案 59 ページから 63 ページのとおり、出来庭地区で 1 件です。</p> <p>この農地法第 4 条の転用は、土地の所有者が転用する際の根拠条文となります。この度の件では、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇の農地をご自身の住宅を建設するために転用するもので、7 月 20 日届出があり同日付で受理したものです。</p> <p>報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については、議案 66 ページから 69 ページまでのとおり、城之堀地区で 1 件です。</p> <p>農地法第 5 条については、土地所有者と異なる方が土地を農地以外に転用する際の根拠条文となります。こちらについては、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏名義の土地を〇〇〇〇氏が使用貸借権を設定し土地を利用する権利を得て、住宅の建設を目的に宅地とするため、7 月 31 日に届出をされ同日に受理したものです。他に、権利としては、登記名義を移転する所有権移転や、土地使用料の支払いが発生する賃借権などによる権利設定がございます。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。引き</p>



	続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は9月20日(水)に開催予定です。議案については9月11日(月)以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和5年第9回熊野町農業委員会を閉会します。